

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第20号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、<u>県又は公益財団法人かがわ産業支援財団（次項において「財団」という。）</u>が実施するビジネスモデルの企画に係る<u>公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出した者</u>であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を免除する。</p> <p><u>2 工房利用者のうち、創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等（財団が実施する創業支援塾又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業として実施されるものをいう。）を修了したものであって、知事が特に必要と認めるもの（前項に規定する者を除く。）</u>については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p><u>3 前2項の規定による免除又は減額を受けようとする者は、あらかじめ、インキュベート工房使用料減免申請書（第5号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、公益財団法人かがわ産業支援財団が実施するビジネスモデルの企画に係る<u>公募により、当該企画が最も優秀であると認定された者</u>であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減免する。</p> <p><u>2 前項の規定による減免を受けようとする者は、あらかじめ、インキュベート工房使用料減免申請書（第5号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p>

第5号様式（第14条関係）

インキュベート工房使用料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

インキュベート工房の 年度における使用料の免除・減額を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m ²
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
使用料の <u>免除・減額</u> を受ける理由			
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

第5号様式（第14条関係）

インキュベート工房使用料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

インキュベート工房の 年度における使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m ²
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
使用料の <u>減免</u> を受ける理由			
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の第14条第1項の規定による減免を受けている者は、改正後の第14条第1項の規定による免除を受けた者とみなす。